

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年2月1日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 5万7,780円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成29年2月23日、市道大生院船木線（萩生547番地の1地先）に設置していたカーブミラーが腐食していたため、降雨により錆さびを含んだ水が相手方宅地に落ち、擁壁の一部を汚損させた。